

I C T活用工事試行要領の運用

I C T活用工事の普及促進を図るために、①～⑤の施工プロセスを選択して活用することを可能としているが、試行期間中の工事の選定、施工プロセスの選択にあたっては以下の点に留意する。

なお、選定工事の決定および施工プロセスの選択については「別紙」により、技術管理課並びに事業主管課と協議を行うこととする。

1 発注方法

(1) 発注者指定型（発注者が選定した工事で、I C Tの活用を義務づける工事）

1) 基本的には①～⑤の全ての施工プロセスにI C Tを活用するものとする。

ただし、施工条件などから全ての施工プロセスで活用ができない場合には、施工プロセスを選択して活用することは可能とするが、①～③は必須とする。

2) 工事規模は、切土工、もしくは盛土工の単一工種で、概ね 10,000m³以上の土工量を有する工事とする。

3) 工事の選定にあたっては、施工場所（施工ヤードが広大等）、施工工程（単一工種で連続施工が可能、現場で工種替えが不必要等）、施工性（障害物の有無、資材など調整工事の有無）などを勘案し選定する。

4) 上記2)の規模に満たない工事であっても、施工場所、施工工程、施工性などを勘案したうえで、生産性の向上が図ることができると見込まれる場合はI C T活用工事として選定することができる。

(2) 施工者希望型（発注者が選定した工事で、受注者の希望によりI C Tの活用が可能である工事）

1) I C Tの活用範囲は、①～⑤の施工プロセスから、受注者が選択をする。

2) 工事規模は、切土工、もしくは盛土工の単一工種で、概ね 2,500m³以上の土工量を有する工事とする。

3) 工事の選定にあたっては、施工場所、施工工程、施工性などを勘案し選定する。

4) 上記2)の規模に満たない工事であっても、施工場所、施工工程、施工性などを勘案したうえで、生産性の向上が図ることができると期待される場合はI C T活用工事として選定することができる。

2 工事成績評定における評価

(1) 発注者指定型

1) ①～⑤の全ての施工プロセスでI C Tを活用した場合は、創意工夫における【**施工**】16. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術、一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事」において、評価す

る。(2点加点)

2) ①～③の全てを含む施工プロセスでICTを活用した場合は、創意工夫における「【施工】15. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術に限る）を活用した工事」において、評価する。(1点加点)

3) 受注者の責により指定した施工プロセスの全てあるいは一部において、ICTを活用できない場合は、契約時の条件が履行されないため、「法令遵守等8. その他」において、指定した内容に応じて、減点する。(1点又は2点)

(2) 施工者希望型

1) ①～⑤の全ての施工プロセスでICTを活用した場合は、創意工夫における「【施工】16. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術、一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事」において、評価する。(2点加点)

2) ①～⑤の施工プロセスのうち、3つ以上の施工プロセスでICTを活用した場合は、創意工夫における「【施工】15. 情報化施工技術（国土交通省の技術分類で、一般化技術に限る）を活用した工事」において、評価する。(1点加点)

3) 上記1)、2)に該当しない場合は、創意工夫における【施工】において、評価対象としない。(加点なし)

4) 受注者の責により提案した施工プロセスの全てあるいは一部において、ICTを活用できなかった場合は、契約時の条件としていないため、減点しないものとする。

3 総合評価における評価

ICT活用工事については、工事成績評定により評価を行うため、技術提案にかかる評価の対象としない。

4 その他

発注者指定型及び施工者希望型以外で発注した工事であっても、契約後にICTを活用して工事を実施することはできるが、経費の計上は行わない。

なお、工事成績評定における評価については、施工者希望型と同様の取り扱いとする。

附 則

この運用は、平成30年1月1日以降起案にかかるものから適用する。

